

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目次

◇告

示

字の区域の変更
生活保護法による指定医療機関の廃止
青少年に有害な図書類の指定
保険医療機関等の指定
保険医等の登録

国土調査の成果の認証

飼料の試験の結果の概要

豚等の移入の禁止の解除

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

土地改良法による換地処分

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定予定

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了(二件)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

◇公

告

告 示

鳥取県告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十五年三月二十五日現在の地番による。)
前 大字吉田字宮ノ 神	大字吉田字宮ノ前のうち三四三の一、三四六、三四七の一、三四七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉田字宝大 神	大字吉田字宝大神のうち三四八、三四九の一部、三五〇の一部、三六五の一部、三六九の一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字吉田字宮ノ前三四三の一、三四六、三四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字吉田字動々五一五の一部、五一六の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字吉田字堀</p>	<p>大字吉田字堀の全域、大字吉田字宮ノ前三四七の一の一部、三四七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三四七の一と一体をなす国有地の一部、大字吉田字宝大神三四八、三四九の一部、三五〇の一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字吉田字寺ノ前四九三、四九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字吉田字動々五一四から五一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字吉田字細畑</p>	<p>大字吉田字細畑のうち四七〇の一、四七四の一部、四七五、四七八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字吉田字動々五〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字吉田字寺ノ前</p>	<p>大字吉田字寺ノ前のうち四九三、四九四の一、四九五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉田字細畑四七四の一部、四七五、四七八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字吉田字動々四九七の一、四九八の一、五〇一の一、五〇二の一、五〇三の一、五〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字吉田字動々</p>	<p>大字吉田字動々のうち四九七の一、四九八の一、五〇一の一、五〇二の一、五〇三の一、五〇四の一、五〇五の一部、五〇九の一部、五一〇の一の一部、五一一の一部、五一二、五一三の一部、五一四の一部、五一五、五一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字吉田字寺ノ前四九四の一の一部、四九五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字吉田字下モ原五三一の一の一部、五三三の一部、五三四の一の一部、五三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字吉田字下モ原</p>	<p>大字吉田字下モ原のうち五二三の二の一部、五三〇の二</p>
<p>大字吉田字山崎</p>	<p>大字吉田字山崎の全域、大字吉田字細畑四七〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字吉田字動々五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字吉田字下モ原五二三の二の一部、五三〇の二の一部、五三一の一の一部、五三一の二の一部、五三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字吉田字川岸五四六の一の一部、五四六の三、五四七、五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字吉田字弥助谷口五七六の一の一部、五七八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字吉田字川岸</p>	<p>大字吉田字川岸のうち五四六の一の一部、五四六の三、五四七、五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字吉田字弥助谷口五六三の一、五六九から五七三まで、五七四の一、五七四の二、五七五の一、五七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字吉田字定田六〇四、六〇六の一、六〇七、六〇八、六一三、六一四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字吉田字石田六六一の一、六六四の二、六六五の二、六六六、六六七、六六九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字吉田字弥助谷口</p>	<p>大字吉田字弥助谷口のうち五六三の一、五六四の一の一部、五六九から五七三まで、五七四の一、五七四の二、五七五の一、五七六の一、五七八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五六五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字吉田字定田五九九の一の一部、六〇〇の一</p>

大字吉田字定田	<p>部、六〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字吉田字定田のうち五九九の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部、六〇四、六〇六の二、六〇七、六〇八、六一三、六一四、六一五の二の一部、六一六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉田字弥弥谷口五六四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五六五と一体をなす国有地の一部並びに大字吉田字水引口六四五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四四及び六四五と一体をなす国有地の一部</p>
大字吉田字四反畑	<p>大字吉田字四反畑のうち六四三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字吉田字水引口のうち六四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四四及び六四五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉田字定田六一五の二の一部及び六一六の二の一部並びに大字吉田字四反畑六四三と一体をなす国有地の一部</p>
大字吉田字石田	<p>大字吉田字石田のうち六六一の二、六六四の二、六六五の二、六六六、六六七、六六九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字高橋字家廻	<p>大字高橋字家廻のうち二三八の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高橋字村ノ下	<p>大字高橋字村ノ下のうち三一〇の一部、三一二の一部、三一六の二の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇九及び三三三から三三五までと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高橋字家廻二三八の四及びこれと一体をなす国有地並びに大字高橋字石佛三三六の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字高橋字石佛	<p>大字高橋字石佛のうち三四七の一部、三五七の一部、三五八から三六〇まで、三六一の一部、三六三、三六四、三六五の二、三六五の三、三六六の一部、三七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高橋字村ノ下三一〇の一部、三一三の一部、三一六の二の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇九及び三三三から三三五までと一体をなす国有地の一部並びに大字高橋字淵ノ上三七一の一部、三七二及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三と一体をなす国有地</p>
大字高橋字淵ノ上	<p>大字高橋字淵ノ上のうち三七一の一部、三七二、三八一の一部、三八六、三八七、三八八の二、三八八の二、三八九の二、三九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三と一体をなす国有地以外の区域並びに大字高橋字石佛三七〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字高橋字大田	<p>大字高橋字大田のうち三九七の二、三九八、三九九の二、四〇〇の二、四〇一の二、四〇二の二、四〇四の二の一部、四〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字高橋字石佛三四七の二、三五七の二、三五八から三六〇まで、三六一の二、三六三、三六四、三六五の二、三六五の三、三六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字高橋字大谷	<p>大字高橋字大谷口の全域、大字高橋字大田四〇一の二、四〇二の二、四〇四の二の一部、四〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字高橋字ウツロギ四三六の二、四四四の二、四四五、四四六の二、四四九の二、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字高橋字ウツロギ	<p>大字高橋字ウツロギのうち四三六の二、四三七の二の一部</p>

大字高橋字原	部、四三七の三の一部、四三七の四、四三八の一、四三九、四四〇、四四一の一部、四四四の一、四四五、四四六の一、四四六の二、四四九の一、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高橋字淵ノ上三八一の一部、三八六、三八七、三八八の一、三八八の二、三八九の一部、三九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高橋字大田三九七の一、三九八、三九九の一、四〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高橋字原四五三、四五四の一の一部、四五四の二の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字高橋字福田	大字高橋字原のうち四五三、四五四の一、四五四の二、四五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高橋字坂根	大字高橋字福田のうち四六五の一部、四六六の一部、四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高橋字原四五四の一の一部、四五四の二の一部及び四五五の一部並びに大字高橋字坂根四八五、四八六の一から四八六の三まで、四八七、四九一の一、四九一の五、四九二、四九三、四九四の二、五〇〇の二、五〇一から五〇六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高橋字天谷 口	大字高橋字天谷口の全域、大字高橋字ウツロギ四三七の一の一部、四三七の三の一部、四三七の四、四三八の一、四三九、四四〇、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高橋字原四五四の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字高橋字福田四六五の一部、四六六の一部、

大字高橋字天谷	大字高橋字天谷のうち五二六以外の区域
	四六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高橋字坂根五〇〇の二の一部、五〇一の一部、五〇四の一部、五〇五、五〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高橋字天谷五二六

鳥取県告示第三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中尾医院鹿野出張所	気高郡鹿野町大字鹿野 一三〇—一—二	昭和五十六年十二月三十一日

鳥取県告示第三十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

豊崎町田中 本 震 川

指定 番号	種 別	題 号	発行 記号等	類 別	種 別	発行 記号等	表示された発 行所名		
				図 書					
371	雑誌その他 の刊行物	愛蔵百科	BL- 9	Do企画	384	"	震える性器 濡れる女体	BK- 7	Do企画
372	"	性交現場 夢ひろく 愛蔵実演	BL- 8	(株) アリス出版	385	"	SCREW スクリュー 少女 濡れた性器	SK-1	トライビジョン
373	"	SNOB 少女の性感 スノツプ第7巻第13号	SN-2	(株) アリス出版	386	"	生尺 my・トルコ トルコ総まくり my・トルコ	BL- ハ3	ハル出版
374	"	透写クリトリス 刺激 恋人紹介します	BL- ハ6	株式会社アリス出 版	387	"	秘部 濡れ開き 夜がり泣き	BL- ハ2	アリス出版
375	"	スキツプ 暴走取材 マガジン 第1巻第2号	BM-2	ビケン	388	"	近親相姦 兄妹の性器 近親相姦 兄妹	BL- ハ0	八月書房
376	"	恋占い MISAKO & YUKIE	-	アイ企画	389	"	実話エンペラー大増刊号 ATTACK アタック	EMP- 29	(株) ひかり書房
377	"	媚笑の季節 びしよのきせつ	-	(株) ひかり書房	390	"	屈気楼 創刊第二号	あ4-2	みゆき書房
378	"	特 写 ソンシヨントルコ研究 特 写 SCENE	TS-2	アリス出版	391	"	愛徳姉妹 欲情 Love me Tender	Bi-Pas	アランソングレ ス
379	"	女子高生 下半身検査 少女人形 下半身検査	BL- ハ1	(株) アリス出版	392	"	犯虐 美女狩り VOL.2	い7-1	みゆき書房
380	"	女情報 EROS UP VOL.2	OJ-2	土曜出版社	393	"	被虐 女性器解剖 恥敷呪縛	BL- ハ0	(株) アリス出版
381	"	肉體選開 変遷 EROS UP VOL.2 冬、女肌恋慕 第5巻第2号 通巻47号 エロス2号	EP2	(株) アツアル社	394	"	実話ナイトガールズ TOUCH 第3巻第31号 VOL.31	-	(株) ひかり書房
382	"	女の手帖 VOL.2	OT-2	土曜出版社	395	"	女陰 愛液 ネネ増刊 REVUE of NENE	NN-2	アツアル社
383	"	ピンク特報 挿入遊び	PT-1	アリス出版	396	"	ハーボコ直輸入 CATALOGUE ZA-02 増刊 ZERO 外人	ZA-02	株式会社アリス出 版
					397	"	濡れた筋肉	C1- P1	画報社
					398	"	少女素裸 十九歳は小麦色	BL- ハ5	Do企画
					399	"	子宮の疼き	MC-3	(株) 目黒川書房

400	"	フテンタジテ	303539	(株)グリーン企画販売
401	"	閃えさき	—	(株)ひかり書房
402	"	寮生活	—	有限会社大昭和出版販売
403	"	第6集 痴漢電車	BL-ハ4	株式会社アリス出版
404	"	みな子の駝毛	BJ-ス7	Do企画
405	"	魔性の花卉	—	ひかり書房
406	"	女高生欲望 初体験 Yumetro HONEY	B1-P2	プランニングブックス
407	"	秘写 TABOO 第5巻第13号	HT-1	トライベジヨン
408	"	フオトジェニカ 満6号	FJ-2	海鳴書房
309	"	女陰女優	BL-1	(有)IPS
410	"	ガール & ガール VOL.56 淫らな女体	G-2	(株)トリス出版
411	"	フツク IN USA	E1-P1	HOT・DOG
412	"	ルージュ LUCY 隠れ遊び	LU-2	—
413	"	女子高生指あそび	BK-1	Do企画

鳥取県告示第三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安達 医院	米子市西三柳二〇四八	昭和五十六年十二月二十四日
吹野小児科内科 医院	米子市米原五七一—二	昭和五十六年十二月十五日
鳥取県立厚生病 院	倉吉市下田中三四三	昭和五十六年十二月二十日
稲 賀 医 院	境港市上道町九一四—一	昭和五十六年十二月二十九日
三朝町国民健康 保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨 一六八	昭和五十六年十二月二十五日
大山町国民健康 保険大山寺診療 所	西伯郡大山町大字上野原 一四五—一三	昭和五十六年十二月二十一日
百村眼科医院	鳥取市末広温泉町二—一 誠ビル内	昭和五十七年一月一日
西 本 医 院	八頭郡船岡町大字見槻 中一五三—一〇	"
清水歯科医院	鳥取市賀露町一〇五八	"

今田歯科岩倉院	鳥取市岩倉上樋掛 四五二一七	"
安田歯科医院	米子市朝日町五	"
明石歯科診療所	西伯郡名和町御来屋 字西大草松一三三十四	"
トーゴー薬局	東伯郡東郷町旭四〇〇一三	昭和五十六年十二月十五日
圓道齒科医院	米子市東町九二	昭和五十七年一月一日
中尾 医 院	気高郡鹿野町大字今市 一〇四〇一	昭和五十六年十二月十五日
協和薬局	鳥取市東品治町無番地 鳥取駅構内	"
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇一	"

鳥取県告示第三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
定常敬子	鳥薬第四七一号	昭和五十六年十月二十六日
荒川千代	鳥薬第四七二号	"
安田一美	鳥薬第四七三号	"
伊藤久太郎	鳥医第二、六八八号	"
小森樹夫	鳥医第二、六八九号	昭和五十六年十月二十七日
飯塚恒敏	鳥医第二、六九〇号	"
竹中 緑	鳥医第二、六九一号	"
松田雅之	鳥医第二、六九二号	昭和五十六年十一月六日

鳥取県告示第三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行なった者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
気高町	昭和四十八年度、昭和四十九年度及び昭和五十年	気高町(大字上光の一部)の地籍図及び地籍簿	気高町大字上光の一部	昭和五十七年一月十二日

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考								
				粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性	生性	水溶性	窒素	ペクチン		消化率	D	C	P	T	D	N	ME
神戸市 日本配合飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字保37	三井印乳用牛飼育用配合飼料 伯耆大山ペレット	56.12	18.5	3.2	6.4	7.1	1.28	0.62														
神戸市 全国酪農協同組合西飼料工場	大山乳業農業協同組合	●全酪2号ペレット	56.11	16.8	3.1	5.4	6.8	0.85	0.69														
神戸市 全国酪農協同組合西飼料工場	同組合	●ゴールドカーフスターター	56.11	20.1	2.8	5.4	7.0	0.93	0.63														
横浜市 全国酪農協同組合西飼料工場		●カーフトップ	56.11	28.9	15.0	0.1	7.6	0.93	0.63														
全国酪農協同組合西飼料工場		脱粉飼料	56.11	26.7	1.2	0.6	8.4	0.84	0.66														
神戸市 日本農産工業株式会社神戸工場	倉吉市広栄町981	ノーサン印大さう育成用配合飼料 大難用	56.11	14.8	3.0	3.3	7.2	1.62	0.69														
	鳥取ノ一サン飼料株式会社倉吉支店	ノーサン印若冷肉用牛育成用配合飼料 モアビーノアペレット ノーサン印肉豚肥育用配合飼料 スラリント	56.11	16.1	3.3	4.8	6.3	0.99	0.72														
			56.11	15.6	3.8	3.6	4.9	0.64	0.62														

鳥取県告示第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 寛 三

④ノーマン印子豚育成用配合飼料	56.12	16.5	3.9	2.7	4.8	0.71	0.68												
⑤ノーマン印種豚飼育用配合飼料	56.11	15.5	3.8	4.9	5.6	0.87	0.68												
⑥ノーマン印子豚育成用配合飼料	56.11	17.0	3.8	2.0	4.2	0.69	0.56												

注 1 飼料の名称の欄中「④」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第三十九号

昭和五十六年十一月鳥取県告示第千七百七十六号（豚等の移入の禁止について）及び昭和五十六年十二月鳥取県告示第千二百五十五号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十号

昭和五十六年十一月二十八日付けで船岡町から申請のあつた舟戸地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
船岡町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

昭和五十六年十二月十四日付けで鳥取市から申請のあつた池ノ内地区の

換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る吉田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十三号

日野郡日野町舟場三〇三番地舟場入会林野整備組合長佐々木繁治から申請のあつた舟場入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町福兼字未鎌家ノ後六一一の二、字木鎌大成三三二八の

二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することが出来る立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一

保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字垣ノ内一四九

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採することが出来る立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 保安林予定森林の所在場所

(一) 日野郡日野町久住字大澤道上エ九一六、九一七の一

(二) 日野郡日野町下榎字宮塔ランジ九五八(次の図に示す部分に限る。)

(三) 日野郡日南町三栄字下モ谷右平ラ一三五三の一(次の図に示す部分に限る。)、字地藏平ラ一二一九

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することが出来る立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四一 保安林予定森林の所在場所

(一) 東伯郡東伯町大字福長字北谷四〇〇の一、四〇三の一

(二) 東伯郡東郷町大字方地字水コシ八二から八六まで、字城平八七、

八八

(三) 東伯郡関金町大字明高字山神谷四三五の五、大字米富字北シジラ

ガ平五七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 立伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県農林水産部造林課並びに溝口町役場、江府町役場、日野町役場、日南町役場、東伯町役場、東郷町役場及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

淀江町

二 事業の種類

淀江町立運動広場建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 西伯郡淀江町大字淀江字井尻地内
- 2 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 淀江町役場

鳥取県告示第四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年六月十九日 鳥取県指令受米土維第五百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字東四反場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町三丁目一六二
 アスファルト合材株式会社
 代表取締役 永瀬義春

鳥取県告示第四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十六日

鳥取県知事 平 林 謙 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月十日 鳥取県指令受米士維第十二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字北宮ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七三八一

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 進

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いはんに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和57年1月16日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 巳

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日	時	場	所	受 講 対 象 者
初 心 者 講 習	初心者講習	昭和57年3月17日		鳥取市東町一丁目271		岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
		午前10時30分から 午後4時30分まで		鳥取県庁第二庁舎第28会議室		米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
		昭和57年3月24日		米子市糺町一丁目151		岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
経 験 者 講 習	経験者講習	昭和57年3月11日		米子市糺町一丁目151		米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
		午後1時30分から 午後4時00分まで		鳥取県米子警察署会議室		米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		昭和57年4月7日		米子市糺町一丁目151		米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

講 習	昭和57年4月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	岩美、鳥取、那家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
	昭和57年4月20日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会 議室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号の全てに該当する者
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
イ 所持許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の許可を受けようとする者
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習課目
- (1) 講習時間
ア 初心者講習 4時間
イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

1 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

- 5 考查
初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考查を1時間行う。
- 6 受講の申込み
所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 携行品
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）